

本件発明の構成要件		被告製品	
		原告の主張	被告の主張
A	多価アミン及び／又はその塩を機能成分として含有し、水、多価アミン、多価アミンの塩の総含有量が9.5重量%以上である機能水であって、	a ポリアリルアミン又はその塩を機能成分として含有し、水、ポリアリルアミンの総含有量が9.5重量%以上である水であって、	原告の主張のとおり。
B	前記多価アミンが、下記式(3')【省略】で表される不飽和アミンに由来する構造単位を有するポリマー(式中、nは0又は1を示し、pは1又は2を示し、R ⁷ 、R ⁸ 、R ⁹ は水素原子を示す)のうち、重量平均分子量500～50000の、ポリアリルアミン又はジアリルアミン重合体であり、	b ポリアリルアミンの重量平均分子量が9470であって、	ポリアリルアミンの重量平均分子量が500～50000であって、
C	前記機能成分の有する機能が、前記式(3')で表される不飽和アミンに由来する構造単位を有するポリマーがポリアリルアミンである場合は、魚介類又は精肉の鮮度保持、魚介類又は精肉の熟成、植物の成長調整、切り花の延命、切り花の開花調整、害虫駆除、アニサキス防除、抗微生物、抗ウイルス、便臭軽減、血圧低下、体温上昇、及び口腔内環境の改善のうちの少なくとも1つであり、前記式(3')で表される不飽和アミンに由来する構造単位を有するポリマーがジアリルアミン重合体である場合は、切り花の延命である	c 魚介類又は精肉の鮮度保持の機能を有する	特定の機能を発揮させる用途に使用されるものではない
D	機能水。	d 水。	清涼飲料水。

以上